ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード及び住所等確認書類

ハ　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。次項第一号において同じ。）で、当該個人の個人番号の記載のあるもの（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）及び住所等確認書類で次項第一号に掲げるもの以外のもの

第四条第一項第二号中「出入国管理及び難民認定法」の下に「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を、「係る旅券」の下に「（同法第二条第五号に規定する旅券をいう。以下この号及び次項第六号において同じ。）」を加え、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　国内に住所を有しない個人（次号に掲げる者を除く。）　住所等確認書類（当該個人の氏名及び前条第一項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限り、次項第一号に掲げるものを除く。）

第四条第三項中「第一項又は前項」を「第一項又は第三項」に、「第一項中「に定める書類」とあるのは」を「第一項及び第三項中「に定める書類」とあるのは」に改め、「、前項中「限る。）とする」とあるのは「限る。）及び法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地の記載があるものに限る。）とする」と」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「令第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）」を「前項に規定する法人確認書類とは、次の各号に掲げる法人」に、「とする」を「をいう」に改め、同項第三号ハ中「イ及びロに掲げる書類のほか、」を削り、「限る」を「限り、法人番号通知書、法人番号印刷書類並びにイ及びロに掲げる書類を除く」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類（当該個人の氏名及び住所又は前条第一項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限る。）をいう。

一　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次号において同じ。）

二　戸籍の附票の写し又は印鑑証明書

三　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

四　国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

五　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証（金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なものに限る。）又は同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）

六　旅券で金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

七　出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの

八　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内のものに限る。）

九　第一号から前号までに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあっては、金融機関の営業所等の長に提示する日において有効なもの）に限る。）

3　令第五条第一項第二号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。次項において同じ。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　法人番号を有する法人　当該法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載のあるものに限る。ロ及び次項第三号において同じ。）で、金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

ロ　法人番号通知書（イに掲げるものを除く。）及び法人確認書類

ハ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。ハにおいて同じ。）と当該法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（金融機関の営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。次項第三号において「法人番号印刷書類」という。）及び法人確認書類

二　法人番号を有しない法人　当該法人の法人確認書類

第六条第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「場所。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第十条第一項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十一条第五項第一号及び第六項第一号中「及び所在地」の下に「並びに当該金融機関の法人番号」を加える。

第十一条の三第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第十一条の四第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称）」を加える。

第十二条第一項中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。